

## 営業譲渡、会社分割 法人格の否認

# 法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

### 事例

井口さんは、地元で長年同業を経営していたC食品会社から、井口食品で取り扱っている食品部門である味噌製造・営業部門の営業譲渡を持ちかけられ、ビジネスチャンスだと思い、契約書にサインをしてしまいました。C食品のC会長とは古くからの付き合いで気心も知れていたのです。ところがふたを開けてみると、C会長の長男で現社長が作った多額の負債が、もともとこの部門にあったことがわかりました。井口さんは真っ青になって宮下弁護士のところを訪ねました。

**宮下** すでに、営業譲渡契約書は交わされているのですね。

**井口** はい。今回、私として何らかの負債を引き継ぐ意思はありませんでしたし、C会長からご提案いただいた契約書にも、負債を当方が引き継ぐというような記載はありません。

その時点でC会長に問い合わせるべきであったと反省していますが、これまで業界の会合などでも親しくさせていただいておりましたので、あえて触れなくても大丈夫だという過信があったのかもしれない。

**宮下** 会社全体の譲渡ではなく、営業譲渡というのですが、井口さんの会社では、ほかにいくつかの食品を扱っているのですね。

**井口** はい。もともと私どもの地元では農業が盛んです。そこで、以前から味噌製造を中心として広く食品加工を営んできました。近年では、多角経営の一環として、地産味噌を販売する店を地元で開いたのを皮切りに、東京ではアンテナショップも出店させていただいています。

しかし、私のルーツは味噌製造そのものです。地元ではうちとC食品がお互いにライバルとして美味しい味噌を製造すると言われてきたのです。ところがここに来て、C会長から、「息子に味噌

製造を任せる自身がないので、この部門のみ引き継いでくれないか」となって、今回の騒動になっているのです。

**宮下** なるほど。今回問題となっている営業譲渡（事業譲渡）における債務の継承については、商法には、譲渡する側が持っていた負債を継承するのは、譲り受けた側が譲渡する側の商号を引き続き使用する場合に限られると定められています。（商法一七条一項）。営業譲渡後、商号を続けて使わない場合には、債務を継承するか否かは譲渡する側と譲り受ける側との契約の内容のいかんにより変わってきます。

今回の場合、契約では当方が負債を引き継ぐとは定められていないのでしたね。

**井口** はい。また、商号については、C食品そのものが存続するので、商号もそのままです。C食品で製造・販売されていた老舗の味噌に付いていた商品名は、譲渡してもらった後、うちで付け直して販売します。

**宮下** そうであれば、債務継承の義務は発生しないはずですよ。

**井口** ああ、そうですか！ひと安心しました。

**宮下** しかし、今後のことを考えて、負債にかかると契約内容について、今一度先方に法的根拠を

示しておいた方がいいでしょう。参考までに、営業譲渡、特に会社分割のやり方について大まかに説明しておきます。

### いろいろな種類の会社分割

**宮下** 営業譲渡自体は、今回のように、単に営業譲渡契約のみによって行うことも可能ですが、平成十二年の商法改正によって会社分割の制度が導入されてからは、会社分割によって、営業譲渡が実行される事例が多くなっています。会社分割は次の二種類があります。

● 新設分割（会社法七六二条以下）：：切り離れた事業を新しく設立される会社が承継する会社分割

● 吸収分割（同七五七条以下）：：切り離れた事業を既存の他会社が承継する会社分割  
新設分割と吸収分割は、さらに物的分割と人的分割に分けられます。

▼ 物的分割：：分割を行った会社に対し、継承会社の株式を割り当てる会社分割

▼ 人的分割：：分割を行った会社の株主に對し、承継会社の株式を割り当てる会社分割  
会社分割の場合、分割によって何を承継会社に引き継ぎ、何を元の会社に残すのかについては、新設分割の場合は「分割計画書」、吸収分割の場合は「分割契約書」という書面に記載することとなります。

なお、労働雇用面でも、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（労働承継法）によって、会社分割に伴う労働者の雇用の承継などに關し、以下のように規定されています。

◎ 承継される事業に主として従事している労働